



最低賃金の改定について（2025年10月～）

2025年度の地域別の最低賃金が決定されましたが、地域別最低賃金は、産業や職種にかかわりなく、都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に対して適用される最低賃金として、各都道府県に1つずつ、全部で47件の最低賃金が定められています。

地域別最低賃金は、[1]労働者の生計費、[2]労働者の賃金、[3]通常の事業の賃金支払能力を総合的に勘案して定めるものとされており、労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮することとされています。なお都道府県別の最低賃金のほか、特定地域内の特定の産業については「特定最低賃金（産業別最低賃金）」があります。



1 2025年度の地域別最低賃金

全国加重平均の最低賃金は1,121円、引き上げ額は66円となり、どちらも引き上げ幅は過去最高となりました。また、発効年月日について、昨年度以前は10月1日から11月1日までに発効とされていましたが、今年度は2025年10月1日から2026年3月31までに順次発効となっているため、最低賃金について見直すタイミングに注意する必要があります。

都道府県名	最低賃金時間額【円】	引き上げ額【円】	引き上げ率【%】	発効日
茨城	1,074 (1,005)	69	6.9	令和7年10月12日
栃木	1,068 (1,004)	64	6.4	令和7年10月1日
群馬	1,063 (985)	78	7.9	令和8年3月1日
埼玉	1,141 (1,078)	63	5.8	令和7年11月1日
千葉	1,140 (1,076)	64	5.9	令和7年10月3日
東京	1,226 (1,163)	63	5.4	令和7年10月3日
神奈川	1,225 (1,162)	63	5.4	令和7年10月4日

地域別最低賃金全国一覧より一部抜粋（単位：円）

2 最低賃金の適用される労働者の範囲

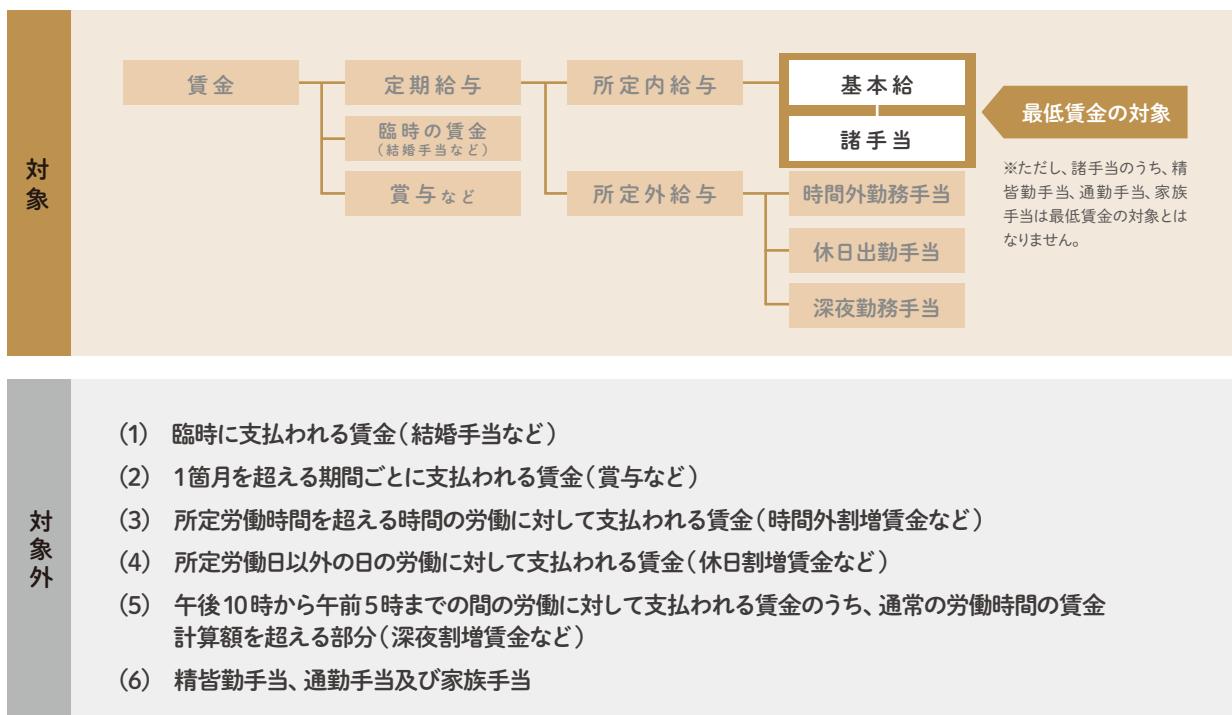
地域別最低賃金は、産業や職種にかかわりなく、都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます（パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託などの雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者に適用されます。）。ただし、一般的の労働者より著しく労働能力が低いなどの場合に、最低賃金を一律に適用するとかえって雇用機会を狭めるおそれなどがあるため、次の労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められています。

- (1) 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い方
- (2) 試の使用期間中の方
- (3) 基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受けている方のうち厚生労働省令で定める方
- (4) 軽易な業務に従事する方
- (5) 断続的労働に従事する方

最低賃金の減額の特例許可を受けようとする使用者は、最低賃金の減額の特例許可申請書を作成し、所轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出する必要があります。

3 最低賃金の対象となる賃金

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金ですが、具体的には、実際に支払われる賃金から以下の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。



4 最低賃金を下回っていないかの確認方法

支払われる賃金が最低賃金額以上となっているかどうかを調べるには、最低賃金の対象となる賃金額と適用される最低賃金額を以下の方法で比較します。

時間給制 の場合	時間給 \geq 最低賃金額 (時間額)
日給制 の場合	日給 \div 1 日の所定労働時間 \geq 最低賃金額 (時間額)
月給制 の場合	月給 \div 1 箇月平均所定労働時間 \geq 最低賃金額 (時間額)
出来高払制その他の請負制 によって定められた賃金 の場合	出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除して時間当たりの金額に換算し、最低賃金額 (時間額) と比較

参考文献等

- 厚生労働省ホームページ (地域別最低賃金の全国一覧) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumchiran/index.html (参照 2025/10/14)
- 厚生労働省ホームページ (最低賃金の対象となる賃金) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/chingin/newpage_43898.html (参照 2025/10/14)

発行元



辻・本郷 社会保険労務士法人
HONGO TSUJI HR CONSULTING

新宿HR事務所 : 〒160-0022 東京都新宿区新宿 3-1-1 世界堂ビル 7 階

TEL : 03-5361-8061 (代表)

TH letter for HR 担当 : 鈴木・須賀・四方田

当法人の詳細
お問い合わせ



スマホで
読み取り
または
クリック!